

道路の種類	路線名	区域変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	387号	菊池郡西合志町大字須屋字上出口 2634番1地先から 同所 同字 2634番9地先まで	前	21.3 ～ 29.4	44.2	工事用迂回路撤去
			後	21.0 ～ 21.7		

2 区域変更する期日 平成15年6月11日

熊本県告示第635号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
平成15年6月11日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県鹿本郡菊鹿町大字上内田字山下1295の1、1298、1303の4
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県鹿本地域振興局並びに菊鹿町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第636号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
平成15年6月11日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡多良木町槻木字ヲコシ532の9
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県球磨地域振興局並びに多良木町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第637号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
平成15年6月11日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県人吉市矢黒町字下前平2259、2267、2268の1から2268の3まで、2269、2270の1、2282
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
 字下前平2259・2267（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、2269、2270の1・2282（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市